

様式5 - 2

議案の提出(その2)

発議第 9 号

米沢市議会会議規則の一部改正について

---

---

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和 4 年 11 月 25 日

提出者	米沢市議会議員	中村圭介
賛成者	〃	成澤和音
	〃	島貫宏幸
	〃	小久保広信
	〃	堤郁雄
	〃	佐藤弘司
	〃	高橋英夫
	〃	井上由紀雄

米沢市議会議長 様

## 発議第9号

### 米沢市議会会議規則の一部改正について

米沢市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

### 米沢市議会会議規則の一部を改正する規則

米沢市議会会議規則（昭和41年米沢市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の2」に改める。

第94条の次に次の1条を加える。

（オンラインを活用した委員会）

第94条の2 米沢市議会委員会条例（昭和41年米沢市条例第33号）第12条第3項に規定するオンラインを活用した委員会（以下「オンラインを活用した委員会」という。）の運営その他必要な事項は、この規則に定めるもののほか議長が別に定める。

第117条中「その出席」を「委員会（オンラインを活用した委員会を含む。）への出席」に改める。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインを活用した委員会にオンラインにより出席した委員は、表決に加わることができる。

第131条の見出し中「起立」を「起立又は挙手」に改め、同条第1項中「起立させ」を「起立又は挙手させ」に、「起立者」を「起立者又は挙手者」に改め、同条第2項中「起立者」を「起立者若しくは挙手者」に改める。

第132条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、オンラインを活用した委員会においては、投票で表決を採ることができない。

第137条中「起立」を「起立又は挙手」に改める。

第142条第1項中「認めるときは、」の次に「委員会（オンラインを活用した委員会を含む。）において」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。